

行橋市集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤 政彦

行橋市条例第26号

行橋市集会所条例の一部を改正する条例

行橋市集会所条例（昭和63年行橋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表鳥井原集会所の項、西寺畔集会所の項及び下検地集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。